

大竹市立大竹小学校PTA細則

第1章 総会

第1条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 活動方針
- (2) 年度収支決算報告，収支予算案及び会費の審議決定
- (3) 規約改廃の承認，細則，規程の制定及び改廃についての報告
- (4) 執行部役員の承認，会計監査の選出
- (5) その他，本会の運営に必要な事項

第2条 会員が総会に出席できないときは，文書により総会に関する権限を，他の出席会員に委任することができる。

第3条 総会の議案は，総会開催日の前日までに全会員に知らせる。

第2章 執行部役員会

第4条 執行部役員会は，規約第12条に定める執行部役員をもって構成し，会長が必要と認めるとき，又は臨時緊急事項及び事業計画等の企画立案に必要と認めるとき開催する。

第5条 執行部役員会の会務は，次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案議事日程の立案
- (2) 収支予算案，補正予算案の作成
- (3) 各委員会の意見の調整を図り，年間計画の立案
- (4) 前項の計画に基づいて，各委員会の諸活動を評価し，次回会議の企画
- (5) その他，本会の運営に必要と認める事項

第3章 地区会（地区子ども会）

第6条 校区内を地区ごとに区分して地区会を組織し，すべての会員は所属する地区会の会員となる。

第7条 地区会は，本会の目的を達成するため，地域における教育環境の改善，充実及び教育指導等を自主的に行うものとする。

第8条 地区会の会長，もしくはその地区会を代表する人は，会の運営及び協議事項の執行にあたり，校外指導委員会の委員となる。

第4章 常置委員会・臨時委員会

第9条 常置委員会は，本会の必要な事項について，調査・立案・実施するため規約第34条に基づいて，総務委員会・広報委員会・校外指導委員会・ベルマーク推進委員会・生活委員会・6学年委員会・運動会運営委員会・市P連補助委員会を置く。

第10条 常置委員会は，常置委員長，常置委員及び教職員により構成され，各委員会の副委員長は委員の互選とする。

第11条 常置委員会の活動目標は，次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
 - ① 事務局長・会計を補佐し，本会の庶務的事項，他の活動目標に属さない事項の処理
 - ② 総会・執行部役員会等の運営，議事録の作成と一般会員への報告
 - ③ PTA委員研修会の企画運営
 - ④ 全校的・学校行事に対する協力，教育環境整備の推進
 - ⑤ 関係機関との情報交換及び折衝
- (2) 広報委員会
 - ① 機関紙「園の笛」の企画・編集と発行
 - ② 各委員会・地区活動の状況の取材
 - ③ PTA活動の広報活動，各種調査の企画実施

- ④ P T A新聞を通した，他校との交流
- (3) 校外指導委員会
 - ① 校外での児童の健全育成の推進
 - ② 地区子ども会の育成，地区委員の研修会の開催
 - ③ 地区の教育環境の改善と充実
 - ④ 通学路の調査点検及び街頭指導（交通安全指導委員会・防犯委員会との連携を図る）
 - ⑤ 社会教育機関・関係団体との必要に応じたの連絡及び連携
- (4) ベルマーク推進委員会
 - ① ベルマークの収集・整理，ベルマーク教育財団への申請を行い，児童に必要な備品を購入
- (5) 生活委員会
 - ① 児童の交通安全・防犯活動を目的とした企画を実施
 - ② 他の委員会や地域の関係団体との情報交換及び連携
- (6) 6 学年委員会
 - ① 卒業式の準備・協力
- (7) 運動会運営委員会
 - ① 運動会の準備・運営
- (8) 市 P 連補助委員会
 - ① 大竹市 P T A 連合会で主催される地域活動の参加

第 1 2 条 臨時委員会は，本会に必要な事項のうち，常置委員会の各小委員会において担当することがふさわしくないと判断されたとき，会長の諮問に応じ，付託された事項について調査・立案・実施することを目的として設立される。

第 1 3 条 臨時委員会の委員は，会員の中より会長が委嘱し，その任務を終了したとき解任される。

第 1 4 条 常置・臨時の各委員会は，活動内容，計画，実施について執行部役員会に報告しなければならない。

第 1 5 条 名誉会長は，各会議に出席して意見を述べることができる。

第 1 6 条 大竹市 P T A 連合会の代議員は，執行部役員の中から選出する。

第 5 章 雑則

第 1 7 条 本会の庶務を推進するため，書記 1 名以上を置くことができる。

第 1 8 条 本会の各会議について，議事録を作成して保管するものとする。

第 1 9 条 本会の会員の出張・視察・研究会・会議等に参加する者の参加費・出張旅費等の一部を支給する。

第 2 0 条 本会の慶弔については，規程で定める。

第 2 1 条 この規則は，執行部役員会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することはできない。改正案は，原則として執行部役員会の 5 日前までに各執行部役員に知らせる。また改正の結果は，次期総会に報告する。

附 則

この細則は，昭和 4 8 年 5 月 1 6 日に制定し，同日から施行する。

この細則は，昭和 5 0 年 5 月 2 1 日に改正し，同日から施行する。

この細則は，昭和 5 1 年 1 2 月 6 日に改正し，同日から施行する。

この細則は，平成元年 3 月 4 日に改正し，同日から施行する。

この細則は，平成 3 年 1 1 月 9 日に改正し，平成 4 年 4 月 1 日から施行する，

この細則は，平成 1 1 年 1 1 月 2 1 日に改正し，同日から施行する。

この細則は，平成 1 9 年 4 月 2 1 日に改正し，同日から施行する。

この細則は、平成20年3月3日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、令和3年3月5日に改正し、同日から施行する。

この細則は、令和4年3月18日に改正し、同日から施行する。

この細則は、令和4年4月28日に改正し、同日から施行する。

この細則は、令和5年12月5日に改正し、令和6年4月1日から施行する。